

一時保育等の利用のために実施する助成業務 業務内容説明書

1. 背景及び目的

地域には保育園等に子供を預けることで働きに出る方がいる一方で、普段は子供と過ごす時間を充実させながらも短期間労働などにより収入を得る働き方のような「多様な働き方」を望む方も増えている。そこで、武雄市及び嬉野市（以下「両市」という。）において、子育て中の方が一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業（以下「一時保育等」という。）を活用して働きに出る際に、費用の一部について助成をすることで、多くの方が働きやすい環境を作り出し、『武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援』の事業効果を高めることを目指す。

2. 助成内容

(1) 対象者

以下について全て満たす者。

- ア 武雄市もしくは嬉野市に在住し、かつ、『武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援』を活用して労働する者。
- イ 武雄市内もしくは嬉野市内で実施される一時保育等を活用する者。

(2) 内容

- ア 対象者が『武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援』を活用し労働する際に、一時保育等を利用した場合、1回の預かりが税込み1,000円を超える費用について、1,000円を超えた費用を助成する。なお、1回の預かりについて、預け入れる子供の数は問わない。
- イ 1回の預かりの範囲は『実労働時間+概ね2時間（移動時間等）』とする。
- ウ 本業務期間内で、対象者1人あたり40回の利用を上限とする。

3. 業務の具体的内容

(1) 助成業務

助成に関する申請窓口として、助成を受けようとする者が対象者であるか等の“2. 助成内容”において示された諸条件を確認し、相応する助成金を支出する。なお、諸条件の確認については、労働の実績等が把握できるものや一時保育等を活用した際の領収書等によって行うこと。

(2) 管理業務

- ア 諸条件の確認に要した証拠書類及び助成金支出の際の証拠書類を確実に保管すること。

イ 武雄市在住の対象者と嬉野市在住の対象者をそれぞれ別に管理すること。

(3) 周知業務

本助成制度についての周知を図るとともに、両市内における一時保育等の情報を一元化し、利用希望者に提供すること。

4. 事業費

“3. 業務の具体的内容”の実施にかかる事業費は、『武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務』の範囲内とする。

ただし、助成金として支出した費用については、武雄市または嬉野市の範囲においてそれぞれ1,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を限度として支払うものとする。また、この費用については振込手数料やその他管理費等は含まない。

5. その他

(1) 本内容は『武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務委託公募仕様書』の内容を補完するものであるため、本内容に定める事項については同仕様書の定めに基づき実行するものとする。

(2) “4. 事業費”ただし書きにおける費用の支払い等については、本協議会及び嬉野市と別途協議の上、委託契約をそれぞれ締結するものとする。